

愛媛県で自転車を利用するみなさんへ



愛媛県では令和2年4月1日から

自転車損害賠償保険等への 加入が義務化!



みんなに入って
ほしいけん

Q なぜ義務化か?

自転車利用者の責任による高額賠償が増えており、
加害者となった方の賠償責任の補償や被害者の経済的救済を図るためです。

自転車事故の高額賠償事例
約1億円

Q ポイントは?

自転車損害賠償保険等への加入（義務）

- 自転車利用者
- 未成年者の保護者
- 自転車を事業で使用する事業者
- 自転車貸付事業者



自転車が関係する交通事故により生じた損害（他人の生命、身体又は財産）を補償するための **自転車損害賠償保険等**に加入しなければなりません。

自転車保険等への加入の確認や情報提供（努力義務）

- 自転車小売業者
- 自転車通勤する従業員がいる事業者



- 自転車貸付事業者
- 学校等

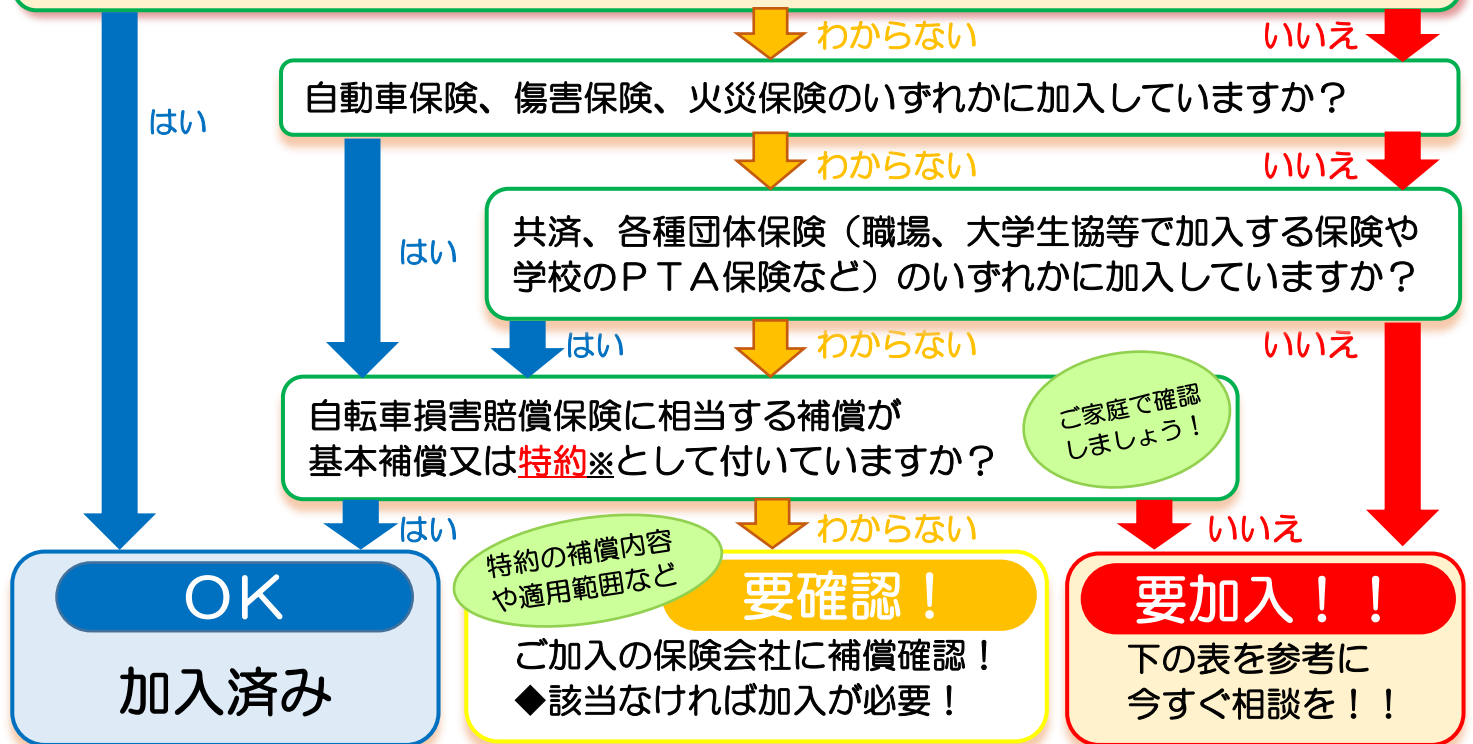


- 自転車損害賠償保険等への **加入の有無の確認**
- 未加入者や不明者への **情報提供**
- 借受人に対する貸付自転車の自転車損害賠償保険等の **情報提供**
- 児童・生徒や保護者に対する自転車損害賠償保険等の **情報提供**

自転車事故の保険加入状況チェックシート

自転車を利用される方は、この機会にチェックしてみましょう！

自転車利用中の事故により他人にケガをさせてしまった場合などに備え、相手の生命、身体又は財産の損害を補償できる保険（下の表参照）に加入していますか？



※ 特約の名称は、個人賠償責任保険や日常生活賠償特約など、保険会社によって異なります。

※ 特約は、被保険者の家族が含まれる場合があります。

自転車保険の種類

自転車事故に備える保険を確認しよう！

自転車保険の種類はさまざまです。保険代理店や最寄りの自転車販売店に問い合わせましょう！

保険の種類	概要	事故の相手		自分
		生命・身体	財産	生命・身体
個人賠償責任保険	自動車保険の特約、火災保険の特約、傷害保険の特約	○	○	×
傷害保険		×	×	○
TSマーク付帯保険	 自転車安全整備店で購入又は整備を行い、合格した自転車に付与されるもの （保証期間は1年） 	○	×	○
自転車保険 ※ 保険会社や保険の種類にもよるが、個人賠償責任保険と損害保険がセットになったものが多い。	各損害保険代理店、自転車保険の取扱いがある銀行の窓口、インターネットや通信販売、一部のコンビニなど	○	○	○
団体保険	会社などの団体保険、PTAや学校が窓口となる保険	保険会社や保険の種類による		
共済	全労災、県民共済の特約など			
カードの付帯保険	各カード会社の保険			
施設賠償責任保険（事業者向け）	業務活動中の事故に備えた保険			

チェックシートのダウンロードはこちら



愛媛県 自転車条例

検索

自転車は、車のなかまでです。

自転車は、道路交通法では「軽車両」と位置付けられており、車のなかまでです。
車としての自覚を持ち、ルールはもちろんマナーを守り、事故を未然に防ぎましょう。

自転車は車道の左端を一列で走ります。歩道は例外です。並進は禁止です！

- ◎車やバイクと向い合わせで走ると、お互いが認識できる距離が短くなり危険です。
- ◎交差点での出会い頭事故の危険性を低下させます。
- ◎並進は禁止です。2万円以下の罰金または料料の対象となります。



**例外で歩道を走る場合も歩行者優先で、道路左側、車道寄りを走行。
歩行者の通行が頻繁な道路では自転車を押して歩きます。**

- ◎自転車は車道走行が原則ですが、「歩道通行可」の標識等により例外的に歩道を走ることができます。
- ◎車道が危険で、どうしても歩道を通行しなければならない際、歩行者が危険と感じたり、避けたりすることのないようにします。



**車道では車両の信号に、
歩道では歩道の信号に従います。**



- ◎信号は一列で待ちましょう。
- ◎自転車・歩行者専用信号がある場合は、それに従います。

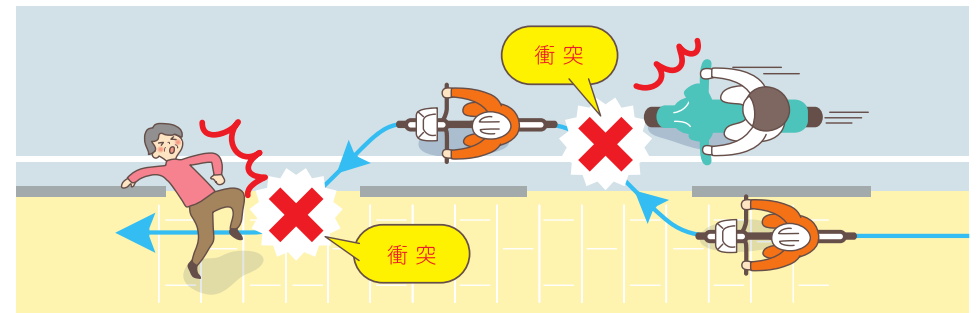
バスやタクシーが止まっているときは周囲を確認し、危険を感じたら止まって待ちます。



【追い抜く際には以下のことに注意します】

- ◎死角からの人の飛び出しや、車両から人が降りてくることに注意します。
- ◎車道の後方から原付や自動車が走ってくる場合があります。

車道や歩道への急な進路変更は危険です。



◎急な進路変更は、歩行者やあなた自身に危害が及ぶ重大な事故につながります。

「走ろう!車道」運動

愛媛県では、「シェア・ザ・ロード」の精神の実践として、「車道走行の原則」などを呼びかける運動を実施しています。

